



事務所近くの勝山公園

photo by Y.Kadota

朝晩の寒さも日に日に強まり、東北の厳しい冬の到来が間近に感じられるようになってきました。あたたかな鍋でも囲んで、みんなでワイワイお酒でも飲みながら・・・というのが楽しみな季節になってまいりましたね。

さて、去る11月1日をもちまして弊事務所も開所より6年目に突入することになりました。こうしてゆっくりではありますが着実に歩んで来られましたのも、私たちを時には厳しく、時には温かく見守ってくださっている皆様のおかげとっております。この場をお借りしまして心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

思い起こせば、5年前、6畳の小部屋から、スタッフは私たち2人だけで事務所をスタートしました。そのときは仕事を依頼していただける先の当てなど無く、5年後のことなどには到底思いが及びませんでした。現在は私たちを含め6名の体制にて日々の業務を行っております。自分たちの予想以上に充実した日々を送ることができているように思います。これからも、皆様のご期待に沿えるよう、一同、日々成長・変化・挑戦してまいりたいと思っております。今後とも宜しくお願いたします。

司法書士・行政書士 門田 修
社会保険労務士 門田 陽子





特集:会社法施行実務

■定款の変更はお済みですか?①■

5月1日の会社法施行以来、多くの方々から、会社の定款を会社法に合うように変更したいというご相談を受けております。会社法が施行されたことにより、法律によって自動的に規定を変更しているとみなされる場合もありますが、株主が集まって、決議をして、何かをすぐに変更しなければならないという義務的なものはありません。しかし、定款は会社の「憲法」のようなものです。会社法の施行により、文言が変わったり、制度が新設・変更・廃止されたりしています。まだ定款の見直しをされていない方は、定時株主総会の時期にでも、ご自身の会社の定款を新会社法に合うように見直されてみてはいかがでしょうか。今回はまず定款の文言的な変更箇所を簡単にご紹介してみます。

【株式会社の場合】

・「発行する株式の総数」は「発行可能株式総数」と文言変更
 ・「株券を発行する旨の定め」、「取締役会設置会社に関する事項」、「監査役設置会社に関する事項」が新たな登記事項に。

■ 本当にごく一部の紹介ですが、最低でも上記の事項は多くの株式会社の登記事項証明書において法務局の職権で変更されているはず。

上記の中でも「株券を発行する旨の定め」以外の文言は定款の記載事項でもあり、既存の株式会社は定款に法律によって自動的に記載されているものとみなされています。なお、「株券を発行する旨の定め」についても、会社法施行当時、定款に株券発行に関し、発行も不発行も記載がなければその株式会社は株券を発行する会社であり、登記事項として「当会社の株式については、株券を発行する。」と記載されることになり、逆に定款で「当会社は株券を発行しない」と規定していた株式会社は「株券を発行する」旨の登記がされないことになっています。

このように会社法施行当時存在していた会社において、何もなくても自動的に定款が変更されているとみなされている部分もありますが、具体的には何も定款変更の作業をしないまま、実際に定款を目で見たときに、どのように変わったのかが判別できない状態のままだとしたらいかがでしょうか。

次回はもう少し踏み込んで定款の規定を具体的に検討していきます。

News : サービス残業代の総額 233 億円 - 厚労省調査

厚生労働省の発表によると、各地の労働基準監督署からは正指導を受け、100万円以上の残業代を支払った企業は1524社、総額は約232億9500万円に上りました。企業数は調査を開始した01年度以来で過去最高となりました。労働者や家族から労基署などへの投書や情報提供が増え、指導拡大につながっている面がある一方で、サービス残業の実態も「高水準のまま」(同省労働基準局監督課)ということです。

会社と社員の信頼維持の為に誠実な労務管理が必要で

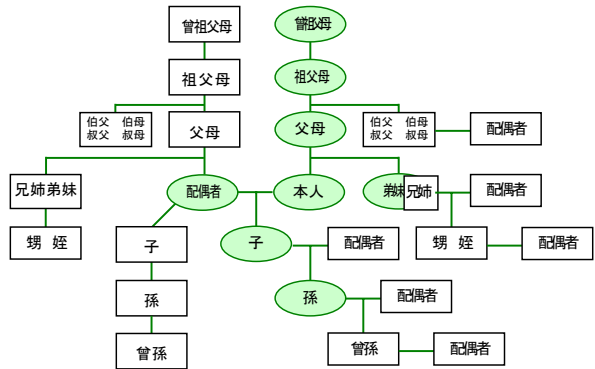


健康保険：被扶養者の範囲を確認しましょう。

皆様の職場でも健康保険の被扶養者調査が無事に終了したことと思います。昨年から毎年実施されるようになり、継続的に同居の有無や収入の確認が必要となりました。改めて被扶養者の範囲と同居要件について、まとめましたので、ご確認ください。

<被扶養者の範囲と同居要件>

●…生計維持 □…生計維持+同一世帯



<収入要件> ※詳細はお問い合わせ下さい。

- ・通常の被扶養者 **130万円未満** (仕送がある場合要確認)
- ・被扶養者の内、年金を受給している方 **180万円未満**

魔法の「いろ」づかい VOL. 5

いい色ってどんな色？

なんだか自然と嬉しくなる色。安心する色。いい色は、自然と体の緊張をほぐし、意識をはっきりさせ、気持ちを前向きにしてくれます。でも嬉しくなる色は時によって変化するもの。あなたが今、最も穏やかになることができる色は何色？

今月は…行動させる色～オレンジ

明るく、暖かく、親切でにこやかな人になれる色です。

積極的に前向きな気持ちが、体の底からわいてくるように感じてください。途中で失敗しても、くよくよせず次へのステップと笑っていられたら、きっとそれはオレンジのエネルギーのおかげ。そして、オレンジのひたむきさ、明るさは周りの人の心にもぐんぐん波及していきます。

(「幸せを呼ぶ色使いレッスン」より)

Kadota office.com 2006.11 #発行：2006年11月10日 #編集・構成：Kadota-Office



編集後記：

いつ伺っても、整然と、等間隔でびしっと並ぶスリッパ。
 現在、就業規則の改訂作業を進めるためにお伺いしているお客様の会社の玄関で一枚です。許可を頂いて、掲載させていただきました。
 明るいオフィスは光が差し、各会議室にはいきいきとした鉢うえの観葉植物。
 社員のみなさんが気持ちよく働いていらっしゃるのが想像できます。
 写真が少し荒いのは、実は夕方5時過ぎのため。
 つまり、
 打合せを終えて帰るお客様も、脱ぎっぱなしにせず、しっかりと並べて帰っているということですね。
 人の行動って、自然と現れるものですね。気持ちよさは、伝わるんだな、と。
 靴を脱いでスリッパに履き替えるのが楽しみ・・・ととてもすてきです。
 会社の思いが溢れる玄関に感動して、ご紹介させていただきました。
 あなたの会社の、自宅の玄関は、いかがですか？



発行：門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
 門田陽子社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL: <http://www.kadota-office.com/> mail: info@kadota-office.com

修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/> 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

